

令和5年第1回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和5年3月3日(金)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 9番 大星成司

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長			
総合政策課長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	教育推進課長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

2番 増井 敬史 議員

- ① 新型コロナウイルス感染症が第五類に移行することに伴う対応について
- ② 子どもに対する新型コロナウイルス感染症対応のマスク着用の緩和について

3番 近藤 晃一 議員

- ① 安堵町の農業政策について
- ② 後継者不足等に伴う耕作放棄田対策
- ③ 有機肥料の有効利用

5番 福井 保夫 議員

- ① 岡崎の物流センターについて
- ② 第一生命との包括連携協定について
- ③ ノーネクタイ通年化について
- ④ 小学生の教育の一環について
- ⑤ 安堵小・中学生の体力について

1番 松田 勝 議員

- ① 町道・西名阪側道1号線の今後の整備計画について
- ② 窪田地区の大和川遊水地事業と並行して取り組むべき対策について

6番 森田 裕康 議員

- ① 職員の研修について
- ② 空き家対策について
- ③ 危険通学路の今後の対策について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 全員、お揃いでございますので、定刻には若干早うございますけども、只今の出席議員は8名で、定足数に達しております。

大星議員からは本日の会議を欠席する届が提出されておりますので、申し添えます。

会議は成立いたしますので、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し述べます。2番 増井敬史議員、3番 近藤晃一議員、5番 福井保夫議員、1番 松田勝議員、6番 森田裕康議員、以上5名です。

質問時間は答弁を含めまして60分以内といたします。

それでは、2番 増井議員の一般質問を許します。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

（増井議員 登壇）

2番（増井敬史） おはようございます。議席番号2番 増井敬史でございます。よろしくお願ひします。本日は2項目につきまして質問させていただきます。

まず最初に、「新型コロナウイルス感染症が第五類に移行することに伴う対応について」、お伺いします。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症の分類を第2類相当から第5類に変更されることになりました。これに伴い安堵町としてワクチン接種等対応が変わると思います。どのように変更になるのかお伺いします。

2番目、「子どもに対する新型コロナウイルス感染症対応のマスク着用の緩和について」、新型コロナウイルス感染症には、マスク、手洗い、うがいが有効とされてきました。外出時にはしゃべらないことを条件にマスクを外して良いと政府が推奨していますが、小学生の集団登下校時には、未だにマスクを着用しています。マスクの着用は、心身共に発達段階の生徒にと

って悪影響が大きいと言われています。また、給食の際には黙食をするように指導されているようです。安堵こども園、小学校、中学校においてどのように対応されているのかお伺いします。

以上。

議長（森田 瞳） はじめに、1、「新型コロナウイルス感染症が第五類に移行することに伴う対応について」、答弁を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いたします。増井議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症におきましては、感染症の分類は「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」の規定上、現在「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられております。今後、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日からこの位置付けを「第5類感染症」に変更されることとなります。

この位置付けの変更に伴い、これまで基本的対処方針に基づき講じてきた各種の政策・措置について見直しが行われることとなります。

まず、ワクチン接種がどのようになるか関心事だと思います。ワクチン接種につきましては「感染症法」の位置付けの変更に関わらず「予防接種法」に基づく特例臨時接種として実施しております。現時点では特例臨時接種の期限が令和5年3月末までとなっております。4月以降のワクチン接種をどのように実施していくべきかについて、国において現在、検討されております。年度内に方向性が示される予定です。国の具体的な方針が示された段階で、速やかにワクチン接種体制を整えて対応してまいります。

次に、患者等への対応と医療提供体制につきましては、今月上旬を目途に具体的な方針が示される予定です。入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関で調整する体制へと段階的に移行していくことが検討されております。

また、基本的な感染対策につきましては、換気や手洗いの励行を引き続きお願いしてまいります。マスクの着用等は行政が一律にルールを決めるのではなく、個人及び事業者が自主的

に判断して感染症対策に取り組んでいただくこととなります。

その他、5類感染症への位置付け変更に伴う主な変更点といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止や住民及び事業者等への協力要請等の各種措置の終了、基本的対処方針の廃止等が挙げられます。

今後も国の動向を注視して対応してまいります。

以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） 新型コロナウイルスの感染症がですね、流行しましてもうかれこれ3年以上になりますのですが、最近の奈良県のですね、感染状況につきましては、どのようになっているのでしょうか。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上課長。

健康福祉推進室課長（井上育久） 自席で失礼いたします。現在、ここ3か月ですけれども、奈良県全体の感染者数は、令和4年12月では4万3,813人、1日平均1,413人、令和5年1月は3万5,216人、1日平均1,136人、2月は7,375人、1日平均263人の方が感染されていると報道されております。

以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） マスクの着用もですね、3月からまた緩和されるということもありまして、コロナにつきましては、週刊誌等でもですね、コロナを打つことによる後遺症ですとかですね、そういうようなことが取り沙汰されてきておりまして、今年になると、私の予想ではですね、だいぶそのコロナを接種することによる薬害というのがですね、出てくるのではないかと思います。

すので、その辺のことにつきましてですね、今後注視していただきまして、フォローしていただきたいと思います。

また、特にですね、小さい子供さんの接種につきましてですね、されているということなんですけども、発達段階ですね、そういうワクチン接種につきまして、するということがですね、だいぶ悪影響を及ぼしているというふうに私自身は考えておりますので、そういう薬害の問題等につきまして今後ですね、注視していただいてフォローしていただけるようお願いをしまして、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に2番、「子どもに対する新型コロナウイルス感染症対応のマスク着用の緩和について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。私の方からは、町立学校におけるマスクのあり方について、まず答弁させていただきます。

マスクの着用についてでございますが、小学生の集団登下校時においては、通学路、屋外でのマスクを必ず着用するような指導は行っておりません。しかし、子供の、その日の体調や御家族の状況、保護者のマスク着用について様々な考え方があり、コロナウイルス感染が未だに終息することがない状況で、マスクの着用、外しての集団登下校を行っているのが現状でございます。

給食時の黙食についてでございますが、小中学校共に教室、屋内での給食となり、室内換気も十分行っておりますが、限られたスペースで距離を取ることが難しく、黙食により実施しているのが現状でございます。

今後は、政府対策本部のマスク着用の基本方針を踏まえ、こども園・小学校・中学校と連携を図り、子供・児童・生徒の発達段階に悪影響が出ないように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 続きまして、安堵こども園について答弁を求めます。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡子ども家庭推進室課長。

（藤岡子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） おはようございます。子ども家庭推進室 藤岡です。増井議員の御質問にお答えいたします。私の方からは、こども園の状況についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、政府から「基本的対処方針」が示され、県や市町村でこの方針に基づく対応が実施されてきたところです。こども園におけるマスクの着用につきましては、令和4年2月10日の基本的対処方針の変更時に「可能な範囲でマスク着用を奨める。ただし2歳未満児のマスク着用は奨めず、慎重に対応する」と示されました。

その後、5月の23日には「2歳未満児のマスク着用は奨めない。2歳以上児についても、個々の発達状況等も踏まえる必要があることからマスク着用は一律には求めない」と変更されました。

こうした基本的対処方針を受けまして、こども園におけるマスク着用の考え方も令和4年5月25日以降には「園児のマスク着用は各家庭の判断にお任せする」こととしており、その結果、現在こども園ではほとんどの園児がマスクを着用せずに過ごしています。

なお、最新の基本的対処方針では「2歳未満児のマスク着用は奨めない。2歳以上児についても、マスク着用は求めない」とされております。

また、給食については、年齢が小さいこともあり黙食することは難しく、食育の観点からも黙食を促していませんが、感染対策としてパーティションを設置して給食を食べている状況であります。

こども園では、マスクを着用しているか着用していないかに関わらず、園児の様子や、特に体調の変化につきましては常に気を付けています。お預かりしている園児一人ひとりと向き合っており、健康管理には慎重に対応しております。

以上です。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） マスク着用につきましてはですね、特に子供の時代にですね、表情が読めないとかそういう、3年間こういう状況が続きましてですね、大変、脳の発達につきましてはですね、悪影響があるというようなこともありまして、安堵こども園ではそういうふうな指導がされているということなんで、ひとつ安心したんですけども。

今後ですね、緩和されることにつきまして、また卒園式とか入学式とかあるようなんですけども、その辺の対応についてはどのように考えておられるのでしょうか。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡子ども家庭推進室課長。

自席をお願いします。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 自席から失礼いたします。こども園の卒園式・入園式についてなんですけども、保護者・来賓の方々にも御臨席いただき挙行する予定をしております。3月13日以降のマスク着用につきましては個々の判断に委ねると国の方から方針が示されています。しかし、その一方で、卒業式におけるマスクの着用の具体的な取扱いにつきましては、関係省庁からも示されており、それを参考にしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） ありがとうございます。マスクをしてですね、息を制限するということにつきましては大変、脳がですね、酸素の栄養を最も必要とする臓器であるということで、呼吸が制限されるということがですね、慢性的に低酸素状態を招くということが研究成果で発表されております。

今後ですね、できる限りマスクを外してですね、活動できるように小学校・中学校でもですね、教育委員会の方から指導していただきまして、学校現場でですね、小学生が登下校時、集団登校におきましても外すようにですね、現場の学校の先生、校長先生に任せるのではなくて、そういうふうにチェックしていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） それで、質問はよろしいですか。

2番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） これで2番 増井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、3番 近藤議員の一般質問を許します。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

（近藤議員 登壇）

3番（近藤晃一） 議席番号3番 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

今日は3件、農業関係についての質問をさせていただきます。

まず一つ目でございます。安堵町の農業政策につきましてお伺いいたします。農家の高齢化、専業農家の減少、そして米価の低迷、肥料の高騰等農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。そのような中で、これから安堵町の農業をどのような方向付けを考えておられるのかお伺いいたします。

2点目でございます。後継者不足等に伴う耕作放棄田の対策としてお伺いいたします。農家の高齢化、そして担い手不足により耕作放棄田が増加しております。安堵町は農業者リーダー会議等の活躍で他町よりは少ないものの、農業者リーダー会議の高齢化等で今後はますます、そのような休耕田が増加し、住環境が悪くなっていくと思われまます。この対策についてお伺いいたします。

3点目でございます。有機肥料の有効利用につきましてお伺いいたします。非農家が家庭菜園で育てる野菜を家庭生ごみ堆肥、いわゆるコンポスト、EM菌、こういうものを使用しまして安心安全な有機栽培にすることが、町にとりましては生ごみ量の減少によりコストの削減につながるというふうに考えます。安全安心な野菜栽培と安堵町の経費削減を有機的に組み合わせる取組について、考えはどうかお伺いします。また専業農家向けの大量な有機肥料の供

給についての考え方はどうなのか併せてお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） はじめに、「安堵町の農業政策について」、答弁を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） おはようございます。まちづくり推進課長の池田です。よろしく
お願いいたします。それでは近藤議員の「安堵町の農業政策について」の御質問にお答えいた
します。

議員御指摘のとおり現在、安堵町はもとより日本中で農業従事者の高齢化や専業農家の減少
が起き、課題となっています。この問題の解消に向けた国の施策の「人・農地プラン」の実質
化に向けた取組に、本町も平成28年に策定し、計画に基づき取り組んでまいりました。

この度、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすく
なるように、令和4年に農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われ、人・農地プランが地域
計画へと変更となりました。

今後は、この計画策定に向け、これまで地域の皆様の努力で守り続けてきた農地を次の世代
に着実に引き継いでいくため、区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改
良区等の関係者による協議の場を設け、農業の将来のあり方や農地を含め、地域農業をどのよ
うに維持・発展させていくか幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となり、話し
合い、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示した目標地図の作成等
を盛り込み、基盤法で定められた令和7年3月末までの策定を目途に向けて、まちづくり推進
課としても皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 今、御説明いただきましたけれども、農家、農業、これらを取り巻く環境は非常に、随分以前から厳しくなっておる訳でございます。それに基づいて対応していただくということですが、令和7年の3月を目途に、というお話でございますけれども、ちょっとそれには、2年も掛かっておりますので、あまりにもちょっと時間が掛かり過ぎかなという気もいたします。

もっと早くできるような対応をお願いしたいのと、具体的に町は、どのようなことをどのような手順でされるのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 自席にて失礼いたします。まちづくり推進課といたしましては、計画策定に向けて、参考となる計画の資料準備、スケジュールの調整等、まずは計画策定に力を注ぎ、率先して取り組んでまいりたいと考えています。令和7年3月末までとなっておりますけれども、まずは各地域地域のそれぞれの特色を生かした目標地図ですね、この策定を進めないことには、その以降の作業のお話もできません。

まずは各地区ごとの取り組み方を皆様と時間を掛けて聞き取り調査をさせていただき、最終的には目標地図の策定を行っていきたいと思います。そして、計画策定が早くできるのであれば、またスケジュールを前倒して、町としても計画を進めていく、という準備は考えていますので、農業者の皆様や、農業委員会の方々、関係機関の皆様のですね、協力を得て、まちづくり推進課といたしましても進めてまいりたいと思っております。

以上です。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 各関係団体と協議をしながら、そして地域ごとに作っていくということですが、ということとは具体的に言いますと、どういう方々と、どういう話をいつ頃という、そこまでのスケジュールはまだ決めておられないのですか。それとも、ある程度の青写真はできているのでしょうか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） この4月より、その取組を行ってまいりたいと思っておりましたので、まだ具体的なスケジュールは、お話しできる程まとまっておられません。ただ、今、農業委員会や農業者リーダー、各地区ごとの目標地図の設定でございますので、それぞれの地元の農家組合長さん等と一度、日程調整をさせていただいて、こういった形でその皆さんに集まってもらうのか、そこも相談していきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） ありがとうございます。地元と、しっかりと議論していただくのは本当にありがたいことだと思いますので、しっかりと議論いただきたい訳ですけれども、できましたら事前に、こういうことで御相談したい、ということをもとに地元を下ろしていただいて、地元の中で意見をまとめるということも非常に大事でございますので、そういう手順も忘れずをお願いしたいということでございます。

それから、本件につきましては、しっかりと今、おっしゃいましたように農業者の意見を聞いて、目標地図を作るというところに専念していただきたい訳ですけれども、その地図を作るのが目的ではなしに、地図を作ったところから対策の基本方針が練り上げられるということでございますので、しっかりとその対策を的確に、計画が組めるようにお願いしたいということでございます。

それに併せて、今後、安堵町の農業を盛り上げていくのか、現状維持なのか、あるいはもっと違う方法で農地を利用するのか、いろんな方法がございます。そこをしっかりと議論して、その対策を実施していただきたい、というふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、本件につきましては、これからそういう作業を実施していただくということが決まった訳で、中身につきましては、これ以上議論するには至っておりませんので、本件につきましては、これで終了させていただきます。

議長（森田 瞳） はい。次に、「後継者不足等に伴う耕作放棄田対策」について、答弁を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） 近藤議員の「後継者不足等に伴う耕作放棄田対策」の御質問にお答えいたします。

耕作することが難しい田につきましては、農業委員会が土地の所有者に意向調査を行い、この先も耕作の意思がない等の場合は、地域計画に基づいた中心経営体への集約、あるいは国の機関である農地中間管理機構の農地バンクに登録していただき、農業をしたい方とのマッチング事業の活用を紹介いたします。

また、まちづくり推進課といたしましては、町のホームページ等へ、貸出希望の農地の情報提供を掲載する等を実施できないか、農業委員会や関係機関とも協議・検討してまいりたいと考えております。このような施策を実施することにより、議員お尋ねの耕作放棄地・遊休農地の減少につながると、まちづくり推進課としては考えております。

そして、小規模農家の今後の問題であります。専業農業を営むことは社会的背景や経済的に難しい等の理由で、農業離れが加速している状況です。この対策として、複数の農業者が農地を集積し、団体で経営することや、農業者を育てるべく農業者リーダー会議を拡充し、新たな集団での営農を行う等の取組が考えられます。このことについては昨今、農業者リーダー会議の中でも話し合われたと報告は受けております。

今後、まちづくり推進課といたしましても、県内の市町村、関係機関から、このような取組や助成事業等の情報がないか集約し、情報があれば町広報紙、そういった物を活用しながら、皆様に積極的に情報提供し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 町が、いろんな所に、担い手でありますとか、農業の中心の方々に相談をしな

がら放棄田、耕作のない農地をつないで、耕作してもらおうということですが、おっしゃっている意味はよく分かるのですが、いわゆるその、お願いしたい田んぼは沢山あるけれども、それを受けていただく方がいないのが本当に現状ですし、それを農地中間管理機構ですとか、そういう所に渡しましても、なかなかマッチングが難しいとか、あるいは町内で担い手とか、受け手を探しても、なかなか受け手がないというのが現状だと思います。

ですから今、おっしゃっているように、しっかりとそういう広報紙等でアナウンスをしながらやっていく、ということでしょうか、なかなかそのとおりにいくのは難しいかと思われま。その辺は、しっかりと現状を見据えて対応をお願いしたいということです。

後半でお答えいただいたように、集団化、農地をしっかりと集める、そして作業を法人化していくとか、いわゆる団体化していく、そして農地を集める、こういうことは非常に大事なことだと思いますし、有効な策であるとは思いますが。

先日ある農業の中心的な立場の方々とお話をさせていただきました。やはりその方々のおっしゃるのも、農地を集約して作業を集約化していこう、効率化していきたい、こういうお話をされています。集約化をすることによって、そういう方向に向けないかんということは、しっかりと皆さんの頭の中にはあるんですけども、しかし、それをするによって農作業が、する労働力の確保、これが非常に難しい。それから散らばっています小規模の補助、行くのにコンバインなんかを持って行きますと半時間以上掛かる、1時間近く掛かるというような補助をあちこちに行かなあかんという、こういう問題もあります。

それからまた法人化をすることによりまして、事務でありますとか会計処理の煩雑化、それから年間雇用するためには、しっかりとした作物計画も立てていかないかん、こういうこともございます。

こんなことが非常にそんな方々の懸念材料となって、そこに踏み切れない。大きな障害になっているというのが現状です。個人の方が自己責任で、そして営利目的で法人化される、この場合には当然、その方々は自分の責任でリスクを回避されていく、ということになると思うんですけども、農業者が農地保全のために組織化していこう、法人化していこう、こういうこととなりますと、農業者がその障害を乗り越えていかなあかん、ということになります。

やはり農業者だけでは解決できない問題が大きく残ってまいりますので、そこをどうするかというところが、非常に大きな問題として今、法人化や組織化の障害になっている訳ですので、そこをしっかりと対応していただきたい。

そのためには、農家は耕作をする。そして県、役場、農協、あるいは土地改良区。いろんな団体は情報や事例の紹介ですね、併せまして事務処理等の事務局的な機能をしっかりとやる。ソフト面の対応をしっかりとやっていくと、そういうことが必要であり、住民の方々は時間のある時のオペレーター、あるいは軽作業。こういった役割分担をしっかりとやっていかんと、

なかなか難しいかな、というふうに考えます。

これらについて、町としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。先ほどから近藤議員が質問されておられる営農という、あくまでも大規模農家さんではなく、安堵町の内部にある個々の農家さんですね、それにはなかなか対応が難しいと、おっしゃる内容も十分、町としても理解しております。

まず、先ほど農業政策の中でも申しましたけども、目標地図と先ほど説明させていただいたものには、安堵町全体は最終的には製作いたしますけども、まずは各地区地区で、それぞれの取組ですね、地域に応じた目標を設定していただくということを大前提に安堵町も考えております。その中でまずは、その地区の取組方法、皆様が実際に取り組んでいただける方法ですね、そういったのを目標地図と策定し、その目標に向けて各JAや、まちづくり推進課もそうですけれども、皆でどういった形でその手助けをできるのか、もしくはそういった中での事務の問題点ですね、そういったところも、ある程度の軌道に乗るまで、それぞれどういった形で補助できるのか等も一緒に話し合いながら、目標地図の設定という形、及びそれ以降の実施に向けた話もさせていただかねばならないと考えております。

まずは、やはりその地元の各地域地域の、その作成ですね、製作される作物なんかの特産ですか、そういったものも視野に入れながら目標をどのように速やかに進めていくことができるのか、それを各種団体ですね、JAや安堵町、土地改良区、そういった組織が一体となって農家の皆様のお役に立てるのかを話し合っていきながら進めていけたらなと。今の段階では、申し訳ないのですが、細かな事例とか、そういったものがございません。安堵町としても、これは初めての取組の一つでもございますので僕達、まちづくり推進課といたしましても、どのようにすれば一番良いのか勉強させてもらいながら、いろんなことを検討し、進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） やっていかないかんという気持ちは、しっかりと伝わりますけれども、そのやり方、手順、方法、それらをしっかりと表に出して、噛み砕いてしっかりと実施していかないと、なかなか結果が出ないと思います。今おっしゃいましたように各地区で、まず地区ごとの目標を作るということですが、安堵町ではほとんど、ほとんどと言うかもう100%近くが米作、米でありますので、あと若干の方が本当に、家庭栽培以外で米以外を作って販売されているという状況ですから、各地区でやったとしても、ほぼほぼ米が中心になった計画になってこようかと思います。それをどういうふうにしていこう、ということですから、ある程度事前に予測もできることですので、そういうことをしっかり予測しながら、そういう作業に入りたい、というふうに思います。

何でも、イベントでも一緒ですけども、まずイベントをする場合には、しっかりと計画を立てて、そして準備をして、やります。その準備と計画がしっかりしてますとイベントは成功しますけれども、あいまいな役割分担であったり計画であったりしますと、イベント自体がなかなかうまくいかないということになりますので、そこら辺につきましては、しっかりと作業に入るまでに入念な打合せと入念な計画を組んでいただいて、実施していただきたいというふうに思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

これも同じように、これからの作業でありますので、しっかりとこういう実施をしていただくことをお願ひして、本件につきましては終了させていただきます。

議長（森田 瞳） 今、近藤議員いろいろと御質問いただいて参考的な、非常に有意義な質問だったと思います。私ちょっと関連的に、今までの経緯の中でね、ちょっと今、感じてましたのは、当然、農家の高齢そしてまた担い手不足というのが一番のネックになつとる訳なんですけども、ここ3年、コロナに伴いましてやはり農業にしても商工業にしても冷え切ってしまうてる。そうした、例えばフェスティバル、安堵町の産業フェスティバルここらの辺でですね、その担い手、いろいろと横の情報を話し合いながら、農業を育成していこう、リーダーを作っていこう、というのが当初のフェスティバルの目的でもございました。

また農業に限らず、今ここに商工会の以前、局長をされておった福井議員もおられますけども、こうした農業また商工業をどうしてこの後継を作っていこうかということが、その目的をもってフェスティバル、大きく展開してきたというような経緯がございます。

ここ3年間、そんなことで何もかも冷え切ってしまうて今、近藤議員も指摘されたとおり、特に農業者の方々でもですね、先どうなるんやろうというような不安、これは本当にあるんだろうと思いますので、行政の方におきまして今後、フェスティバルだけではなしに、そうした機会を捉まえていろいろ情報の交換ができるようなものを開催していくとか、農業に、要するに

魅力を持っていていただくという方向を見出していただけたら良いんじゃないかなと、私は
こういうことで思っておりますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

また行政、よろしく願いいたします。

続きまして、次に、「有機肥料の有効利用」について、答弁を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） 近藤議員の「有機肥料の有効利用」の御質問にお答えさせていた
できます。

議員の御質問で提案されております取組につきましては、御家庭で生活から排出される家庭
の生ごみを堆肥化させ肥料として使用することができ、また、ごみの減量にも繋がり、環境に
優しい取組であると認識しております。この取組は担当課の方でも、近隣市町村に取組状況を
確認いたしましたところ、事業当初は一部の住民の方に活用してもらっておりましたが、それ
以上は、なかなか広がらなかった、ということが現状のようでございます。そういったことも
踏まえまして当時、安堵町といたしましては、ごみの減量につきましては、ごみの細分別の効
果が高く、そちらへ移行したということを知り及んでおります。

従いまして、担当の課の取組といたしましても、ごみの減量でコストの削減ということにつ
きましては、ごみの細分別収集に力を注いでいる状況であります。

まちづくり推進課といたしましては、一般ごみとは別に個々の農家の方と一緒に取り組める
ような事業がないか、まずは検討してまいりたいと考えております。

また現在、様々な社会情勢により化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰
していることは承知しております。この対策といたしまして、国の施策であります、化学肥
料の低減や堆肥等の国内資源の活用等の取組を行う事業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を
支援する「肥料価格高騰対策事業」に取り組んでおります。この事業は令和4年6月から令和
5年5月に購入した肥料が対象で、前年度から増加した肥料費の7割を支援金として交付され
ます。

当該事業の申請は、農業者個人ではなく農業者グループを想定されていた事業でございます
ので現在、農協や肥料の販売店が取りまとめを行っている状況でございます。

なお、奈良県では独自に予算の範囲内で、肥料費上昇分の15%を上限とした補助金を農家

の助けとなるためにと整備されており、申請書の提出期限を令和5年7月末とされています。現在、令和5年6月以降への延長を国と県で検討されているという状況でございます。

今後といたしましては、国や県の取組を注視すると同時にまちづくり推進課としても新たな取組を検討しながら情報があれば農業委員会や町広報紙等を利用いたしまして周知していきたいと考えております。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 肥料の高騰の対策としては国の補助金あるいは県の補助金があるということで、そういう御説明でございました。私も国の補助金は認識はしておりますが、県の補助金までは認識はしておりませんでした。また農業委員会でもそういう話は無かったように思います。

町としてその補助金の助成があるというようなことは、いわゆる町として広報はどのようにされているのか、それと今もうすでに国の補助金への申請が始まっていますけれども、国の補助金につきましては販売店を通じてというふうに聞いておりますけれども、その辺へのヒアリングを行って、どの程度の補助金が申請されているのか、あるいは県への申請件数について、もし把握されているようであれば教えていただきたいのですが。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。先ほどの議員の御質問の一つでございました周知の方ですね、にまいりましては、窓口もしくは1階のロビー等に国よりチラシの方をですね、いただいておりますので、そちらを提示させてもらっておりました。特別に安堵町の広報紙の方へ掲載等までは気が回っておりませんでしたので、また先ほど話が、説明がありましたとおり、この6月以降の延長等、今、国と県とで協議中と聞き及んでおりますので、そちらの方に関しまして、また新たな情報がいただけるようでありましたら、そういった周知の方法も活用してまいりたいと思っております。

あと、申し訳ございません、先ほど最後に聞かれました件数の方でございますけれども、問い合わせは一度させていただいたんですけども、最終的な数までは把握することができませんで

した。申し訳ございません。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） やはり情報は、しっかりと伝達する方法、少しでも皆さんに有益な情報は伝えるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それとやっぱり、こういう対策をされることにつきましても、やっぱり数字を確認して後を追うということも大事ですので、担当としては、そういうところにもちょっと気をつけていただけたらありがたいかな、というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、堆肥の関係でございますけれども、御説明では、一部で終わってしまってなかなか全体には伝わらなかったと。以前の堆肥化につきましては。という説明でありましたけれども、やはり今はリサイクル意識が高まっている、そして健康意識も非常に高いというところで、大きく背景が変わっております。ですから住民に対しまして、生ごみを肥料化することの社会的な意義、そして有機肥料を使った安全安心な野菜を自分で食べる。こういう効果をしっかりと認識していただいて、堆肥化をしっかりと浸透させるべきではないか、というふうに考えます。その結果として家庭ごみが減って、町の全体の費用も削減される、ということになってまいりますので、その辺につきましては、いかがでしょうか。今後そういう方向に考えていただけるかどうか、ちょっと確認をお願いしたいのですけれども。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 先ほど説明させていただきましたけれども、過去の段階での、その家庭ごみの堆肥化ですね、そういった当時、担当課としてもそういう判断をされたとは聞き及んでおります。ただ、先ほど近藤議員がおっしゃったとおり、社会情勢も変わってまいりました。いろんなところで物価の高騰、そしてまた健康被害等も過去とはまた変わってきておると僕らも考えております。

そこで、まちづくり推進課といたしましては、またそれぞれの、生ごみ等、担当部局ですね、リサイクルができないかとか、もしくは健康増進ですね、高齢者の方が、例えば家庭菜園なんかを利用しながら健康管理をしていただくとか、そういったこともできないか等、まちづくり

推進課から各担当課へ、そういった情報を発信させていただいて、またいろんな取組ができな
いか検討させていただけたらと思っております。

以上です。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 発展的な御意見、ありがとうございました。おっしゃるように、縦割りではなく、
横ぐしを通したような行政の活動をお願いしたいというところでございます。

それから、堆肥化につきましては、やっぱり一般家庭のごみを中心になりますので、なかなか
農家のように堆肥を使うということは少ないかと思えますけれども、やはりプランターでの
家庭栽培、それから自宅の、ここはほとんどの家が大体、庭がございますので、小さい庭にし
ろ。その庭での自家栽培、自家野菜の栽培あるいはちょっとした田んぼをお借りになってやっ
ておられる家庭菜園、こういうことに堆肥を使っていただきますと大半の家庭が、そういうも
のを使えるというふうに思います。

それから、それをすることによりまして私が思うには、一つとしては堆肥化によります安全
安心の作物で、健康的な食生活が営める。そして二つ目といたしましては、高齢者が健康維持
のために、そういう農業に従事する、やるということも考えられます。先日、日経新聞の記事
で「農業は脳業である」という記事がございました。いわゆる農業は普通の農業ですけども、
「脳」の「業」と書いて脳の仕事というふうに書かれていました。いわゆる、それだけメンタ
ル面での効果が高いというふうに書かれておりました。ですから、健康で、痴ほう防止と、こ
ういう効果もございます。それから健康維持に、そういうことで健康になることによって、国
民健康保険での支払いの減少、これにも繋がってまいります。また、その最終的な結果として
は、町の生ごみの減少、ここにも繋がってまいりますので、是非とも前向きな検討をお願いい
たしまして、質問を終了させていただきます。

議長（森田 瞳） はい。これで近藤議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて5番 福井議員の一般質問を許します。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

5番（福井保夫） おはようございます。5番 福井です。

まず1番目に、「岡崎の物流センターについて」、町民の雇用について伺います。また町民の募集について伺います。

2番目に、「第一生命との包括連携協定について」、昨年12月6日に第一生命保険奈良支社と官民で連携し協働することで、町民の健康増進や高齢者の医療サービスの充実、子育て支援、青少年の育成、スポーツ振興などの分野で住民サービスの向上を図る目的で包括連携協定を締結した。その後の進捗状況について伺います。

3番目に、「ノーネクタイ通年化について」、田原本町では、1月から業務効率化のための働き方改革に加え高騰している燃料費の削減を目的に、役場本庁舎に勤務する職員200人の服装について、年間を通じてネクタイやジャケット等を不要とする通年輕装勤務を始めた。安堵町の服装に関する規程について伺います。また、安堵町でも実施してみてもどうか伺います。

4番目に、「小学生の教育の一環について」、天理市は各小学校に「食物残渣発酵分解装置」を設置し、再利用の仕組みを学ぶ授業「循環型農業」を体験させた。安堵町でも実施してみてもどうか伺います。

5番目に、「安堵小・中学生の体力について」、2022年度の小学5年と中学2年の全国体力テストの結果が、昨年12月に公表された。安堵小・中学生の結果について伺います。

以上5点です。よろしくお願ひします。

議長（森田 瞳） はじめに「岡崎の物流センターについて」、答弁を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） 失礼します。福井議員の「岡崎の物流センターについて」の御質

間にお答えさせていただきます。

議員お尋ねの岡崎の物流センターは、L F 奈良という事業者で、操業開始は令和5年の4月1日であると承知しております。同社の現地事務所が従業員の募集を行うのではなく、施設の中に入る各テナントが随時、従業員の募集を行うと聞いております。

各テナントの雇用につきましては、どの事業者も地元の方や近隣の方の雇用を望んでおられると聞き及んでおります。ただ、全ての事業者が一斉に4月1日に操業する訳ではなく、現在商談中の事業者もあるとのことですが、4月1日以降ですね、それから半年から1年ぐらいで全ての事業所が稼働すると見込んでおられます。

以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 町民への雇用の周知については、どのように考えておられるのでしょうか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 周知につきましてですけれども、当課といたしましては町の広報紙、こちらは有料でございますけれども、そういった所の掲載の提案や、各テナントが面接を行う場所等も求めておられるとは聞いておりますので、そういったところで現在、四弁花の方に商工会が入っていただいているということもありますので、そういった所の利用や、カルチャーセンターですね、過去にも他のそういった業者さんの説明会等を求められた時に、カルチャーセンター等の斡旋等もさせていただきましたので、そういったところを商工会と連携をしてみたいと考えております。

住民の方の就労は長期的なまちづくりと繋がってまいりますので、できる限り協力してまいりたいと考えております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 以前、溝本局長が産業課長の時に株式会社レインボーリネンサプライの事業所紹介と求人募集を広報に載せ、何人か町内の人が就職されました。今後ですね、最初だけでなく求人の時は、その窓口になってずっと続けていくと、そういうことが必要になってくると思うんですよ。

住江の所にも、また新しく入ってきます。また従来ある会社にも呼び掛け、求人をする時は、まず町の方に、その窓口はどういうふうに持っていくのかね、今後の課題と言いますか、と思うんです。以前、視察に行った出生率2.95奇跡のまち、岡山県奈義町、そこでもやはり若い世代が来てもらい、また仕事してもらおうということで「奈義しごとえん」というものを作っておられます。それにまた以前、一般質問した高取町の「しごとコンビニ」。こういう制度を取り入れるべきであると思いますが、なかなかね、難しいとは思っています。

安堵町独自で、さっき言いました取次と申しますか、どこかが、事務所というかね、いろんな方法があると思うんですけど、その辺を今後ね、ただ最初だけでなく、そういうことが物凄く必要になってくると思うんですけど、課長どうでしょう。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 議員のおっしゃるとおりだと思います。今まで各、安堵町への企業誘致ですね、そちらの方、来ていただいた企業に関しましては当初、1回目のそういった募集に関しては町も率先して協力させていただいた経緯がございます。ただ、確かに2回目以降の情報ですね、そういったものも、いただいていたのも事実であったことですので、今後やはりそういった長期的な雇用を生んでいただくためにも、そういった機会を増やすべく、また安堵町だけではそういったところ、なかなか情報が入らないところもございますので、商工会の方ですね、そちらの方とも連携していきながら、協力し合って町の若い世代の雇用を確保するという目的のために、いろんなことを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 岡崎の物流センター、かなりテナントが入ると聞いてます。各テナントに商工会の会員になってもらい、先ほど広報紙に直で載せれば有料と。それを商工会の方からね、会員になってもらった事業所には、そこから何かに載せるとか、いろんな方法をね。よその、しごとコンビニとか言うたらかなり専門的なことになってくるので、ある程度、ほんまに取り次ぐだけとかというような、そういうことをひっくるめてね、今後とにかく続けて、最初だけでなく、池田課長にはお願いしたいと思います。

せっかく、まちづくり推進課というような、名称も変わり、しっかりと推進、推し進めていただき、ほんまに最初だけでなく、それだけはちょっといろいろ考えて欲しいなと思います。これから岡崎の始まります。また住江の所にも入ってきます。その辺をひっくるめて、よろしくお願いしたいと思います。

この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「第一生命との包括連携協定について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 改めまして、おはようございます。総合政策課 富士です。それでは、福井議員の「第一生命との包括連携協定について」の御質問にお答えさせていただきます。

町民のニーズが多種多様化する中、その需要に対応する方策を検討していくことは、行政の重要な任務であります。こうした状況で、この度、民間のノウハウも取り入れ、第一生命保険会社が提案される「地域貢献」の取組とうまく統合して住民サービスの更なる向上を推進することを目的として、昨年12月6日に同社と包括連携協定を締結いたしました。

連携事項としては議員も御承知のとおり、健康増進に関すること、子育て支援・保育対策に関すること、青少年の育成に関すること、高齢者支援に関すること、スポーツ振興に関すること、その他、地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関する多岐に渡っております。

現時点におきまして、来年度から、まず各自治会で高齢者が集まれる機会に高齢者向けのメニューを行うことを考え、相談しているところです。各自治会の代表者の方々には御理解と御協力が必要でありますので、その日程を調整しているところでございます。

当該協定によって本町における地域課題について、双方協議の上、解決に向けて効果的に推進していくことができるものと期待しております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 第一生命として具体的に、どのような内容が協力できるのか、ちょっとわかれば。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 自席より失礼いたします。例えば、具体例を挙げますと、二つ例を挙げますと、健康増進に関することにつきましては、保健師やケアマネジャー、そして管理栄養士の資格を持つ専属講師により、住民向けに、健康・医療・介護に関するアドバイスやエクササイズの実験等をしていただけます。

また、高齢者支援に関することとして、町と連携いたしまして、町が高齢者の皆様に周知したいチラシ等を配っていただくことにより、高齢者の見守り活動に協力していただく、と聞いております。この見守りのチラシを配る時に、例えばポスティングしていただく時に郵便受けに新聞がたまっていたら、ちょっと様子がおかしいということで、町の方に連絡もすることができると、そういうことに御協力もしていただけると聞いております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） スポーツ振興・育成については、どのような協力か、もし。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） スポーツ振興・育成についてですけれども、スポーツ振興に関することにつきましては、スポーツに関する町のイベントにおきまして、オリンピック出場者を派遣したり、また第一生命の会社の方では女子陸上競技部が上位成績を収めると伺っております。それで陸上部のOGですね、により走り方の指導をしたりすることができるかと聞いております。

また、サッカーやバスケットボールにつきましては、プロ選手が所属する団体のパートナーであるので、イベントに関わることができるように調整することができるかと伺っております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 今回、5月6日に、私が所属しています日本プロ野球OBクラブで、いろんな事情がありまして安堵町ですることになりました。軟式野球連盟とプロ野球OBクラブとの手違いで物凄く、例年でしたらもう去年のうちに決まっているところが、年明けてちょっとゴタゴタして、まだ決まらないんです。ということで、福井さんどうかならんか。とかいう電話が来ました。

その時に体育協会の、スポーツ協会の、安堵町の会長であります森田議長、それから西本町長、教育長にも話をしましたら、安堵には今、チームは無いけど、ええやないか。やろうやないか、ということを書いてもらい、それだったら本当にちょっとでも良い野球教室に、と思いました。

こういう事業もあるということですし、その辺がね、どこまであれなのか。今回、北葛6チーム、そして生駒郡5チーム、安堵町はちょっとチームが無いんですけど、三郷のチームに入れてもらっているような状況なんですけど、広域的に子供達約230人、そこへ父兄、指導者等来れば、かなりの人も集まると思います。そういう中で、子供達に参加賞なり、また各チームにボール1ダース、2ダースでも良いから、そういう援助が無理なのかなと思うんですけど、そういうことはまだ聞いてないですか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） その件につきましては、またどういった参加、協力をしていただけるかというのは、また相談してまいりたいと思います。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） その件ですけどね、もしよければ私、交渉に行きますが。どっちみち、あかんで元々ですし、せっかくやるんだったら良い、子供達のためにちょっとでもと思います。

体育館の植田くん、かなり頑張って今、いろいろとやってくれています。私がまた森田会長や、西本町長、教育長に頼んだいきさつの中に、チームがないのと思ったんですが、植田くんがこれを前に、安堵こどもミライブース、この中に有名選手による野球教室と、これを聞いていたので、彼もやる気やし、そしたらもうお願いして安堵町でやろう。というようなことになりました。そういう職員の皆さんの気持ちになかったら、安堵にチームないのに何でそこまで。ということで終わっていたかもしれません。

そういう中で進んできましたので、もし課長、あれでしたら植田君と行って交渉して来ますが。植田君も今後いろんなことでその、あれをしたいので説明も聞きたいというようなこともちょっと、今日も朝、打合せで行った時に言っていましたので、その辺もまたちょっと調整して。

この包括のあれも、こっちから言わなかったら、向こうから言うてくること恐らくないでしょうから、なんぼ協定を結んでも1年、2年、何もないかもしれません。そういうのもひっくるめてね、こっちからやっぱり、こんなんをしますと。今回は安堵町だけじゃなくね、近隣の所もひっくるめて、かなりの人数来ます。というようなことも言いながらね。それで、こういう支援をお願いします。ということを言いたいなど。言ってダメならそれでしゃあないですし、ちょっとその辺、せっかくやるんですから、と思っています。

ちょっとその辺また課長、1回相談というか、また向こうと調整していただければ、直で行きますし。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 只今、福井議員がおっしゃったように、確かにこちらから、地域課題というのは同社、第一生命さんの方にはわかりませんので、こちらから課題そして、こんなことをしたいのだけどということ、相談をすることで、どんなことができるかということ、打診して、そしてまた関係課等と共に交えて一緒に相談して進めていきたいと思います。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） せっかく、こういうチャンスが来た訳です。北葛と合わせても、この安堵町人口7,000人ちょっと、他はもう2万以上、そんなような中で私、お願いに教育委員会回りました。上牧町、人口2万あっても、少年野球2チームあって、1チーム0、もう1チーム二人と。河合町は1チーム。今回、日にちが合わず欠席ですが、そのような状況の中、せっかく安堵町で、小さい町がようやくとるな、というようなところを町長、森田会長、教育長に良いところをバックアップしてやっていきたいと思います。どうせやるなら、いろんな所に負けたくない。

そういうところもあってまた皆さん、教育委員会の部長、課長お世話になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、この質問は終わります。

議長（森田 瞳） 只今、11時12分です。

10分間、暫時休憩をいたします。

休 憩（午前11時12分）

再 開（午前11時22分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

福井議員の一般質問の、次に移ります。「ノーネクタイ通年化について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、福井議員の「ノーネクタイ通年化について」の御質問にお答えします。

服装については、「安堵町職員の服装及び被服貸与に関する規程」があり、その中では、貸与被服に関することを中心に規定しています。ネクタイやジャケットの着用についてですが、近年、夏季における省エネ対策の一環として、エアコンの適温設定とともに、ノーネクタイ、ノー上着等の軽装が一般化されております。本町におきましても5月から10月まで例年、職員の服装については軽装を実施しています。

議員御承知のとおり、燃料がことに昨年から高騰しておりますので、冬季においても省エネの観点から、エアコンの設定温度を20度程度に抑制するとともに、重ね着をする等、温かい服装での執務を励行しております。

公務員として、住民に不快感を与えない適切な服装は不可欠です。また、土木等の事業、保育、健診、廃棄物収集等の業務では、それぞれの業務にふさわしい服装を必要とすることもあります。そうしたことから、必ずしもネクタイや上着の着用を義務付けるものではないと考えております。

ただし、本町外の方々も出席する場等においては、社会通念上TPOに応じた、また節度ある服装をすることが必要ですので、各自が公務員として自覚を持って適切な服装を心掛けることとし、本町職員内でネクタイや上着を着用しないことを通年化することは、周辺の自治体の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 電気代も上がっています。いろいろと家庭にも響いています。役場でも電気代は、かなりの額になると思いますので、その辺も考慮していただき、臨機応変にね、会議や接客が

ある時は、あれでしょうし、その辺もひっくるめて検討をお願いしたいと思います。

これに関しては、もうこれで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「小学生の教育の一環について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしく申し上げます。それでは、福井議員の質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、天理市において食品ロスを減らす取組の一つとして、天理市内の全小学校9校に給食の調理くずや食べ残し等を堆肥に変える装置、「食物残渣発酵分解装置」の設置及び再利用の仕組みを学ぶ授業を実施されていることは承知しており、大変良い取組であると認識しております。

本町においては、残渣量、導入費用の関係もあり、装置の設置はしておりませんが、食品ロスを減らす取組として、調理方法の改善・メニューの工夫・計画的な食材の調達等を行っております。また、食育の一環として、農業者リーダー会議や農業委員会の皆様の御協力により、小学生のとうもろこしやサツマイモの収穫体験等を取り入れまして、伝統的に残飯は少ない傾向にあります。

今後は、児童生徒への食に係る循環の仕組みや再利用及び廃棄物抑制の重要性について理解を深めることを目的とした食育の充実を図り、おいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 天理市は1台あたり、この装置が370万円で導入したと報道されておりますが、その財源はどうだったか、ちょっとお願いします。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼いたします。天理市が導入いたしました、1台あたり370万円の財源といたしましては、新型コロナの臨時交付金で9台分、3,300万円で国100%の補助金で活用したと聞いております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 全額補助金で導入されたということで、今後ね、交付金の活用、先ほどの企業の協力もまたあれでしょうし、ふるさと納税、これをもうちょっと頑張ってもらおうとか。広陵町では広陵町立図書館で貸し出しや返却の際に本を入れる「図書館バッグ」の製作費用をインターネットのクラウドファンディングで100万円の目標をほぼ達成したというような事例もあります。

いろいろな、何かをする時にいつも、ただ「検討します」でなく、いろいろなところから、ここでこれだけは、いけるんちゃうかとか、こっちにまず補助金があるかないか聞いて、そういう細かい検討をね、して欲しいと思います。

この件に関しては、先ほどの近藤議員の3番目の、ああいうことにも関連してくるのかな、という気もします。そやから本当、何とか手を打って1台、給食センターに置いて、住民の人、農家の人にも協力してもらって、これ肥料になれば、何ぼかそれを買取る所、業者もあれとか聞いてますが、そういう本当に、ちょっと吉田課長、真剣に検討してみてください。370万円ですから、なかなかあれなんですけども、これだけちょっと足らんとかね、その辺まで細かく検討ちょっと。またアンテナを張り巡らせて補助金があるかないかね、そういうこともひっくるめて、ちょっとお願いしたいと思います。

何かあったら、言ってください。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 福井議員のおっしゃるとおり、今後またその補助金のメニューとか、企業との包括連携等ありましたら、学校現場と給食センター等と意見を聞きながら、前向きに考えていきたいと思います。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） 次に、「安堵小・中学生の体力について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） それでは、福井議員の質問にお答えさせていただきます。

2022年度全国体力テスト小学5年生、中学2年生の結果についてでございますが、小学5年生（男子・女子）の実施種目といたしましては、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ボール投げの全8種目で行われました。

男子についてでございますが、8種目中、長座体前屈と50m走の2種目が県平均値より優れており、体力合計点におきましても県平均に対しまして、少しですが上回っている状況でございます。また、女子についてでございますが、20mシャトルラン以外の7種目で県平均値より優れており、体力合計点においても県平均に対して高い結果が出ているような状況でございます。

続きまして、中学2年生（男子・女子）の結果についてでございますが、こちらも8種目、上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ボール投げの8種目で行われました。

男子についてでございますが、握力・上体起こし・反復横とびの3種目が県平均値より優れておりますが、体力合計点は、ほぼ県平均と同様の結果でありました。また、女子は5種目が県平均値より優れており、体力合計点も上回った結果となっております。

コロナ禍の中、町立学校児童生徒の体力の動向に御憂慮いただいていたと存じますが、測定種目ごとの凹凸はございますが、総じて県平均を上回る好結果であったことを御報告させていただきます。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 結果は良かったみたいと聞きました。小学5年と中学、2学年だけですから、他はどうかね、今回わかりません。とにかく子供達の体力をつけていくということでは、大阪府能勢町の事例があります。大阪府能勢町は町内に六つあった町内の小学校、二つの中学校が統合され、義務教育学校になったと。児童の約65%がスクールバスで通学になり、体力低下がしてきたと。そこで元オリンピックが考案した「オノマトペ体操」を採り入れ、小学校で週4回、朝のホームルームで体操を実践。シャトルラン、50m走等の運動能力がアップした。というような事例があります。

その時の校長が、担任が子供の体力の引き上げを常に意識するようになったことが、記録に繋がっていると。オノマトペ体操が、皆で目標を持って取り組むきっかけを与えてくれたと。そこには先生の熱意が大いに影響する。というようなことを書かれています。

体力、今回良かったということだけでなく、ずっとそういうことをね、何かで採り入れて欲しいなと思います。ちょっとの時間でできることですから、そんなに負担にならないと思います。そういう時に、何かをすれば、学校の先生は今、仕事が、それでなくても多いのに、というような話が世間で、そればかり聞きます。ホームルームの中でちょっと採り入れて、ということですから、そんなに負担にはならないと思います。先ほど言いましたように、先生がまたどれだけやる気でやるか。ということが、良い方向に行くか、関わってくると思います。

まず、教育長に頑張ってもらい、学校の先生に、こうやと。安堵町、今いろいろと会議を開いて、子供達のね、レベルアップしていこう、今後に役立てるようにスポーツの面でいろいろとやっています。教育長が、あれな場合は今、町長がトップで言えますので、安堵町も、こんなんやるから先生方にボンと言ってもらってですね、この前の防災の時の幸田町の成瀬町長みたいに、教育のあれは私の方から言ってさせます。と言うようなぐらいの元気も町長にお願い

して今後、子供達の体力アップにしていきたいと思います。

世間の言う、先生の、仕事増えてどうのこうのでなく、その中でちょっとの時間でできるようなことをちょっといろいろと情報をいろんな所から入れながら、また教育次長の辻井次長も頑張ってもらって、いろんな情報をね、どこかから入れてまた教育長、その辺もひっくるめて、ちょっと子供達の体力、せっかくああいう、松田議員が委員長になって進めていってます、そういう中でちょっとでも良いものを。

これだけクラブが少なくなって、森田議長もかなりいろいろと、ちょっとでもいろいろ考えてやろうという中で、その中で一つの基本として学校の中で、ちょっとしたできる体力強化。特にやっぱり小学生低学年、小さい頃の方がやっぱり一番そこでその、体力的なものをつければ、あとずっと役立っていくと思います。その辺をちょっとしっかりお願いをして、この質問を終わります。

以上で終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、1番 松田議員の一般質問を許します。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1番（松田 勝） 議席番号1番 松田勝でございます。

まず一つ目ですけれども、「町道・西名阪側道1号線の今後の整備計画について」。西名阪側道1号線、松田石油から高塚までの西名阪の北側側道には二つの交差点がありますが、どちらも大きなカーブがあり、非常に見通しが悪くなっています。また、直線道路部分では道幅が狭く大型車と対向する際に道路南側の側溝に脱輪する等の自損事故が絶えません。都市整備計画道路に指定されていますが、今後どのように整備されようとしているのか伺います。

二つ目、「窪田地区の大和川遊水地事業と並行して取り組むべき対策について」。現在、窪田地区の大和川遊水地事業が進行中ではありますが、今後想定されている以上の大雨になる可能性も十分考えられます。この遊水地事業以外の防災計画について、どのように考えておられるのかを伺います。

以上2点です。

議長（森田 瞳） はじめに、1番「町道・西名阪側道1号線の今後の整備計画について」、答弁を求めます。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長兼都市整備課長。

（廣瀬事業部長兼都市整備課長 登壇）

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 都市整備課 廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

只今の松田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の道路につきましては、大和郡山市の工業団地と安堵方面を結ぶ路線で、工業都市として将来の発展のため、昭和54年に都市計画決定された路線であります。

現在町内には、南側に町道 安堵王寺線が、安堵町内の工業団地へのアクセス道路として供用開始しており、工業団地から西側につきましては現在、国の直轄事業におきまして安堵王寺線から遊水地周辺道路を経由して御幸橋までの道路整備計画を進めているところでございます。当町としましては、御指摘の内容を踏まえまして都市計画道路の代替アクセス道路と考えております。

また、奈良県より都市計画道路 大和郡山安堵線について、見直しの指導もいただいております。昨年、奈良県が実施した県内の人口、交通量の予測推計から令和12年までに双方共に2割減少する結果となっております。奈良県の見直し対象路線にも上がっている現状を踏まえますと、遊水地の道路工事が完了し、交通の流れを確認した上で、都市計画道路の見直しも視野に入れて安堵町として検討する時期に来ておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 只今の説明ではですね、アクセス道路として新たにいろんな所が整備されていく、

ということなんでしょうけれども、現実的にあそこはですね、車が通る道路としてすでに運用している訳ですから、例えば、松田石油からかしの木台への南北線まではね、ほぼ直線で見通しが良いといたしましても今、言っている南北線から高塚の交差点まで、この間がですね、真っ直ぐな所とカーブの大きな所、2か所に分かれている訳でございます。ですからこの辺、特に曲がりくねっている所をですね、改良しないと、先ほども若干言いましたけども、やっぱり事故が起きてるといような状況でございます。

ですからこの、特に、かしの木台、南北線から高塚の間の交差点付近の改良とですね、道路の拡張についてどのように考えておられるのか伺います。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。都市整備課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。議員御指摘の内容につきましては、大変有効な案であるということは十分認識しております。事故に関しましても、現状の道路形態も相まりまして、私どもで把握している範囲では過去5年間において、大きな事故等の報告は受けておりません。

しかし、道路の一部で通行しにくい箇所があることも認識しております。当町としましては、住宅地区内の通過交通のための道路工事とも誤解される恐れがあります。また、信号機及びガスパ管、水道管等の支障移転にも高額な費用を捻出する必要があるため、今は県道南北線の先線の開通、それと遊水地事業に係る安堵町で行う事業に力を入れさせていただき、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、その折にはまた議員の皆様にも御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 過去5年間において大きな事故がなかったと。報告がなかったというお話でございますけれども、それは人身事故を指しておられるのかな、という気がいたしますけれども、先ほど私が申しましたように側溝に脱輪する、また高塚のちょうど南側、ガードレールがございますけれども、あそこにぶつかるという事故がですね、私も実際に目撃しております。

というようなことで、要は人命に今まで影響がなかったから良いんですよ、じゃなくて、要は交通事故をなくすという目的からすればですね、どのようにそこを改善するか、ということにはなるかと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。都市整備課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。今、御指摘の内容につきましては、拡幅するにしても、信号機、ガス管等の支障移転にかなり高額な費用が掛かりますので、今後ですね、当町としましては費用が掛からないような方法がないかも模索しまして、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今、たまたま高額な費用というね、説明がございましたけれども、ちょっと私どの辺が高額か、というのがわかりにくいのですが、例えば今、町が把握されているその金額、わかりましたらちょっと説明していただけますでしょうか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬都市整備課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。費用に関しましては、その道路に関する内容につきまして、信号機の移設、信号機制御盤の移設、あの道にはガス管が、高圧・中圧・低圧と3本入っております、それと水道管の移設、それと拡幅するための用地代及びそれに伴います工事費としまして、高塚の交差点付近でも1億を超える高額な費用が掛かると想定しております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 高塚だけで1億掛かるというお話でございますが、先ほど私、申しましたように、道路の拡張も含めて質問を上げさせていただいておりますけれども、それを含めると数倍になるという理解で良いのでしょうか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 道路の拡幅まで含みますと、多分3億程度掛かる見込みだと試算しております。
以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員、しっかり頑張ってください。

1 番（松田 勝） 費用の面はね、確かに億単位で掛かるんでしょうかね。私、工事関係どのぐらいの費用が掛かるのかちょっと私自身が理解をしていないところもございますけれども、多額の費用が掛かるということは理解をいたします。

ただですね、先ほどからも言ってますように、改善が必要な所については、やっぱり改善をするというのが、あくまで目的として持つておかなければならないんですね、要は。先ほどの答弁が、改善なくていい所まで改善、私はしません。と言うのであればいいですよ。ですけども、今後は改善する、例えば、この位置では無理やけども、どこかでする必要がある。と言うのであれば、その改善の方向性というのをやっぱりはっきりさす必要があると思います。

特にいろんな方法、例えば先ほどおっしゃったように、お金の掛からない方法を模索する。というような話であるから、何かの方法があるんでしょうね。今現在はないんですかね？ その辺をちょっとお伺いします。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬都市整備課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼します。今、御質問の内容につきましては、今後そういうふうなことも視野に入れながら、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） どっちやねん。やる意志あるのか、ないのか、どっちやねん。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 今の御提案の件でございます。金の掛からない道路工事というのは、まずないと思います。一定のものは必ず掛かってまいります。金の掛からない方法を選択するという、これはちょっと我々としても、部長の意向はちょっと無理かなと思います。

松田議員のおっしゃっているように、その道路をいらおうとすれば、まずは県が、県の都市計画道路として事業認可を取る、そしてその中でいらう。これが御正道のやり方です。先ほど申し上げましたように、県としては遊水地の事業それから南北線、これをうまく完成さすことで、どう言うのですか、町内のいろんな通過あるいは町内にもいろんな目的で来られる方について、ほぼそれで用が足せるのではないか。県としては、そのように今、考えております。

それが終わった後で、果たしてそれが事業化できるかと言ったら、今の状況では、逆にその線を取っ払っていききたい、というのが県の実際のところの考え方です。そうすれば、そこを改良すれば、部分的な改良になるんじゃないか、という思いもございますので、今後そうなった場合に、どのような方法があるのか、これは検討は、してまいりたい。このようには考えております。

いずれにいたしましても、脆弱な自治体でございますので、基本的にはまず遊水地の道路、そして南北線、これをきっちり仕上げていく。このことが町にとっての喫緊の課題と思いますので、まずそこに注力をさせていただきたい。このようにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 確かにね、優先すべき道路が存在するのは間違いないと思うんですね。ですけども要は、今現在利用している道路で危険な箇所があればどうするのか、という話でございますから、優先順位はつけるとしても、いずれそこを何とかしようとするのであればね、部分的に解消するとか。例えばね、まほろばインターができた時に西名阪道路の、何と言いますか、土を積んでいる所を削って石垣にしてね、ちょっと道を広げた、というようなこともありますよね。例えばですよ、それはそれで。それをあのカーブの所で、崖みたいになりますけど石垣を積んで、もうちょっとカーブを緩めるとかね。それは一時的な措置としていろんなことを考えていくというのがね、やっぱり必要になってくるのではないかとは思うんですね。

ですから、一人二人で考えてどうのこうののではなくて、あそこをもう少し、ある程度余裕を持って曲がれる、真っ直ぐにできないのであれば余裕を持って曲がれるような工夫をね、やっぱりしていくのが当然だとは思うのですけども、その辺いかがでしょうか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 決してそれを否定している訳ではございません。今は都市計画道路の計画線が入っているのです、基本的には都市計画道路の計画線を事業化する。その中でいらっていく。というのが基本的なスタンスでございます。そのことについては、前にも他の議員さんがおっしゃっておられました。しかしながら今すぐのことは無理だということで、将来的に検討課題として理解する。ということで待っていただいております、今までの経過もでございます。

ですから、まずは都市計画道路を県として取っ払っていただいて、他の手法でやれるようなことも今後、検討していきたい。このようにも考えております。

道幅が狭いので危険ということであれば、私どもの方で「道幅が狭いから通行に注意してください」という看板を立てる。こんなことも可能かと思っておりますので、まず、すぐにやることについて、道幅が狭いから通行者は注意してくれとかいうような看板、場合によっては立てることは、すぐにできると思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 先ほども言いましたようにね、やっぱり優先すべき所は必ずあるというふうに、私は理解した上でですね、一時的にやっぱり処置する部分も必要でしょう。という話をさせていただいております。

もう1か所ね、私が気になったのは、逆に高塚へ入る交差点で西から東に入る所も、あれカーブになってますよね。あそこがね、私は実際、現実には見てないのですが他の人に聞くと、あそこで車がね、北側の田んぼにはまるというのが何回か目撃された方がおります。多分スリップをしてね、そのまま田んぼに入られたのだとは思うのですがけれども、あそこもですね、例えばガードレールがあるとか、何か危険を表示するようなね、物があれば、その転落事故までならないんじゃないかな、というようには思います。

ですから、先ほどから私が何回も言うてるのは、あそこを必ずね、すぐに真っ直ぐにせえと言うのではなくて、真っ直ぐにするのは目的やけども、それまでの安全対策として何をしようか、というところをちょっとね、相談をさせてもらっているというか、私が意見を述べさせてもらっているところでございますけれども、その何か安全対策、一つ何か考えられませんか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。議員仰せのことに关しましては今、西から来る所につきましては、ちょっとガードレール等がない状況というのは把握しております。ですので、ガードレールを付けるのが良いのか、また他にデリネーターとか、交通を誘導するような交通標識ですね、そういうふうなのをちょっと検討していきたいと考えております。以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） その分のね、安全対策については、やっていただくということでお願いをいたします。

あとですね、先ほどから同じことばかり申してますけれども、要は先行した工事が終わった後に、これに手を付けられるのかどうか。さっき都市計画道路の整備の所から外れた場合は、というのは県が指定している所なんです、県としてね。ですから県がそれを指定しないよとなった時には、完全に町道一本として整備をするというようなことになるかと思うので、そういった展望と言いますか、この先、都市計画道路から外された場合の計画について、わかっている範囲でお答え願えますか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 先ほど、その件については答弁をさせていただいていると思います。線が外れた場合は別の手法を考えていくべきだということを考えておりますので、決して外れたら何もしないということではないと思います。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 言葉ではね、何もしない訳ではない。という話は聞くのですけれども、逆を言えば、何もしないということではない、ということは、何かする。ということになるんですよ、現実的に。そやからその辺ね、本当は、最低限こうやっていくべきだ、というところはですね、見出せたら良いとは思っているのですけれども、なかなか今日、この時間に限ってそれを決めようというのは困難だと思いますよ、当然。それはそれで私も理解しますから、今後ですね、先ほど言った遊水地の道路、それと南北線の道路、そこらが開通した時にですね、当然、交通量も変わってくるでしょうね、ですから今、言うてる側道の方も、ひょっとしたら交通量が減る、大型車が減る可能性が多分あると思うんですよ。今現在、大型車がやっぱり通ってますからね。

そやから、そういう状況もありますから、当然それを見ながら、先ほど町長がおっしゃったように、都市計画道路から外れても、やらんなんことはやらんなん。という言葉です、信用してというか、お願いをしつつ、この質問については終わります。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。今、松田議員の質問、終えられましたけども、私もこれ、関連でございますねんけども、以前からお願いをしているうちの議員の一人でございます。

いろいろ、今の実情よくわかりました。わかって、理解はしておりますけども、かねてからお願いをしていることでございます。そしてまた都市計画道路が、要するに県道の方で、それでもって事足りるやろう。ということだけの問題では私はないと思うんですよ。今現状の、それやったら今の現状の町道がなくなるのかと言ったら、なくなりやしませんねん。そのまま現状でまだある訳なんですけども。

だから、より通行のしやすい、より見通しの良いものを松田議員共々の話は、されている訳でございますので、しっかりとあそこは、とにかく改良を施していくんだということで、県道は県道、これはこれの、別の問題としてこれから向かって行くことが、これが大事なことでございますけれども今、既設の物の、町道をどうするかということに関しては、改良路線として認めつつ、町の方も一歩進んでいっていただいたらありがたいなと、私はそう思いますので、町長また部長よろしく、その辺のことをお願いしておきます。

只今、ちょうどお昼まわりましたので、松田議員の一般質問、途中でございますけども、暫時休憩いたしまして、午後1時から再開いたします。

休 憩（午後 0時04分）

再 開（午後 1時00分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続きまして、再開いたします。

松田議員の一般質問に移ります。途中になりまして申し訳ございません。

それでは松田議員の2番「窪田地区の大和川遊水地事業と並行して取り組むべき対策について」答弁を求めます。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田危機管理室課長。

（吉田危機管理室課長 登壇）

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。松田議員の御質問についてお答えいたします。

遊水地事業以外の防災計画についてでございますが、令和4年12月定例会におきまして、近藤議員からの一般質問「安堵町における内水氾濫について」の中でも答弁したところでございます。遊水地以外の水害対策でございますが、遊水地完成後におきましても町といたしましては、大雨により大和川の水位が氾濫危険水位を超え、氾濫するような事態も想定しております。その被害の軽減といたしまして、現在の手を緩めることなく、避難のタイミングの早期見極め、災害時要支援者の避難支援を含めた自主防災組織の育成、備蓄や協定による避難所及び避難場所の態勢整備、道路冠水の危険区域の注意喚起等に引き続き努めてまいるところでございます。

加えまして、農地による貯留機能の活用や雨水貯留浸透施設の検討等、関係各課と連携しながら治水対策も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 現在、大和川遊水地事業の方ではですね、いろいろ進行、工事をされているようですけども、なかなか大和川遊水地事業では、床上浸水は、なんとか無くなるだろうという話は時々、耳にする訳ですけども、安堵町で浸水をゼロにするという取組をいかにしていくか、ということになる訳ですけども、そういった意味では、まだまだ十分とは言い切れないというふうに考えておる訳でございます。

岡崎川の水位をですね、できるだけ少なくするために、いわゆる田んぼを利用した「田んぼダム」であったり、ため池を利用した「ため池ダム」というのを普及させることによってですね、岡崎川への流入量を減らすということが可能だと考えておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田危機管理室課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自席より失礼いたします。本町では、地域防災計画の中で、「災害に強いまちの基盤づくり」といたしまして、老朽ため池の危険箇所の改修補強や治水施設等の整備を促進するものとしております。

なお、「田んぼダム」につきましては、農地の視点から、まちづくり推進課、「ため池ダム」につきましては、都市整備課が所管課となりますので、関係課長から答弁をさせていただきます。

以上になります。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

自席どうぞ。

まちづくり推進課長（池田佳永） まちづくり推進課の池田でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの松田議員の御質問の中にありました、「田んぼダム」事業のことに关しまして、当課の、まちづくりの方で御質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、洪水等による災害が頻発・激甚化するとともに、災害のリスクの増大が懸念されている中で、営農をしながら、その田んぼである土地を利用しながらということを取り組むことができ、地域の防災・減災に貢献する田んぼダムの取組が、現在もまた注目されているという状況でございます。

田んぼダムとは、小さな穴の開いた、水を貯める調整板等の器具を水田の排水口ですね、そちらに取り付けさせていただいて、流量を抑えることで、水田の雨水貯留施設の機能強化を図り、周辺の農地や集落、下流の水害リスクの低減を図る取組でございます。

この取組を行うことにより、大雨時に田んぼで一時的に雨水を貯めることによって、町内を流れる岡崎川への流入量を調整して流すことで、町内の災害の減災に繋がると考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 田んぼダムですけれども以前、私がですね、こういう話が出た時に、自分の田んぼでね、ちょっと実験をやってみました。どういうことをやったかと言うと、通常皆さん、田

んぼを作っておられる所であったら、排水口ですね、そこに板を置いて、2枚、板を置くか1枚、板を置くかというのがありますけれども、要は自分らが欲しい水の量がたまる高さで板を敷いて、流れないようにすると。

ですからそのままずっと放置をしておれば当然、降った雨はそのまま下流に流れて行くということになります。ですから私が実験したのは、その板を外して、板を外して水量を減らすだけではですね、ダムにならないから、水を抜いてまたその後、蓋を閉めるんですね。ということになれば、今のやっている道具ではですね、非常に時間が掛かって無駄が多い、というようなことになります。そういうことを考えるとですね、以前、仕切板というような、その専用のね、田んぼダム専用のそういう物があったんですね。

ですから、普及をさせるということになれば、例えば農業委員会であったり、水利組合にお願いをしているんなことをやっていけば良いとは思いますが、そういうですね、試験的にどういうふうにやっていくか、というようなことをちょっとどのように考えておられるのか、伺いたいのですが。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 松田議員のおっしゃっているその田んぼダム、試験的に、ということでございます。以前から奈良県の方では、その田んぼダムを推奨していただいております。その仕切板という水を止める板ですね、そういったものも実は過去において、奈良県の方から少し、支給という形で、していただいたことがございましたが、今現在、確認したところ、事業化のなされた市町村へは配布はしておることなんですけれども、試験的にはちょっと今、配布はされていないみたいでございます。

一般的に、現在使っていただいております田んぼの仕切板ですね、それを利活用という形は、できる内容でございます。単純に今の、ためたい水の量までの堰板を上げていただいて、流したい水の量の調整をできるような形で少し、口を作っていただくと。それと同時に周辺の田んぼの畔をためたい水位の分、一般的には10センチから15センチと聞いております。それぐらい畔を上げて、それだけの水量を一時的にためて、ゆっくりと川へ流していくということでございますので現在、田んぼで、多くの所はそういった仕切板というか、現存するとは思いますが、その加工等を利用して試験をしていただくという手もあるのではないかな、と思っておりますけれども。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今おっしゃったようにね、現存する仕切板を加工することになれば、非常に手間が掛かるということもあります。ですから要は積極的に協力をしてもらい、というのが目的になりますから、そういった、耕作者に負担を掛けるということをね、やはりできるだけ少なくするための工夫というのが必要になってくるのではないかと思います。

例えば先ほど、県で支給していたんですかね、そういった物があったということは、今現在どこかに存在するかもわからないと。全然ないんですかね、その辺りちょっと探していただくか、検討していただくか、してですね、要は耕作者の方に負担を掛けない方法をね、やっていただかないと、口だけで言うたってやっぱり普及はしないですよ。そういう意味では。

ですから普及させるのであれば、どういう工夫が必要なのか、というところをやっぱり考えてね、やる必要があると思うので、ちょっとその辺また問い合わせ等やっていただいて、どこから仕入れてもらうというのか、何か方法はないのですか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） おっしゃるとおりだと思います。今あるやつを加工してしまえば、次に一般の田んぼとしての利用ができなくなるというのも、僕らもわかっております。ですので昔その、県の方で普及していた、試験的に普及していた調整板というのが現在は、試験的には普及できないだけであって、ある一定の地域ですね、地区と言うのですか、そちらで協力してやっていただけるという、事業化がなされたら、また県の方も配布はできるようなんですけども今、松田議員がおっしゃっておられました、例えば農業委員会や一部の農家組合長さんなんかで部分的に試していただくという話でありましたら、例えばうちの、まちづくり推進課の方ですね、そちらの方も協力させていただいて、一般的なあくまでも材料でございます。ですので、そういったところ、僕らも協力していきながら、手に入れて加工をしながら、一度使っていただくということもできるのではないかと考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とにかく、田んぼダムを普及させるという目的からすれば、先ほども言いましたように、耕作者に負担を掛けないというのが当然ありますから、それは努力していただくと。で、そういう物があればね、とりあえず県に1回ね、ちょっと話をさせていただいて、どこかでそれが残っておれば試験的に利用ができますし、もしも県にないんであればね、工作物ですから、技術者というところまではいかなくても、なにがしのね協力者がおられたら、その耕作者に負担を掛けずにしてね、協力をいただけるというふうに考えますから、その辺ちょっと協力の方よろしく願いをいたします。

特にね、なぜこう言うかと言うと、安堵町が要は見本を示さないと、要は岡崎川がすぐ南にありますから、安堵町でやってないのに、郡山とか他の所が協力できるかと言ったら、できないですよ。そういう意味では、ですから安堵町が一生懸命これだけやって、まだまだ不足しているから、例えば上流の郡山とかにお願いをしてですね、やってもらうという方法もあります。

この前、大和郡山市の中でも田んぼダムの論議は現在されております。ですから安堵町が率先してやらないと郡山市あるいはまた奈良市も含めてになるのかもわかりませんが、そういった上流のね、地域の方々の協力を得られない、ということもありますので、先ほどからその辺ね、しつこく質問させてもらってますけども、とりあえず協力してもらおうと。

ただ、あれですよ、協力してもらおうと言っても、どこかね、そういう機会を持たなければならぬかとは思いますが、何かそういう機会は持てるんですかね。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 先ほどの質問の中でいくつか出ておりました、まず農業委員会の内部でも諮っていただいて、そういったところで話の場を持たないかとか、そういった御相談をさせていただきたいなと思っております。

そして、あと当然、田んぼのことで、水回りという話もありますので、各大字の水利組合長とか、農家組合長さんの方々と、一定の所でも効果の変化が見れない恐れもございますので、できたら町全域で少しずつでも試験的にしていただけるような運びに持って行きたいなど

思います。

先ほど、質問のありました、加工品で調整板がございますけれども、試験的に渡せる分に関しましては、奈良県としては、もうすでに1枚もございません。という返事はいただいておりますので、あとは安堵町の方ですね、僕らも一緒になりながら、そういったサンプルというか図面ですね、図面なんかは、いただけるとは聞いておりますので、こういった物を作ったらどうですかという技術的指導は奈良県の方からもいただくと聞いておりますので、そういった物を見ながら試行錯誤して皆さんに配布できるのも一つかなと思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とりあえず、仕切板の利用をするために、簡単にできるような方法があればまた調査をしていただきたい、というふうに思います。

以上で、田んぼダムについては終わります。

遊水地は、また別に？

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬事業部長兼都市整備課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 都市整備課の廣瀬でございます。自席から失礼いたします。

只今の、松田議員の御質問がありました「ため池ダム」についてお答えさせていただきます。

現在、岡崎川も、皆様御存知のとおり大和川流域であります。昭和57年の大和川大水害を機に「大和川流域整備計画実施要領」にて制定された大和川流域全体の治水対策としまして、降雨時の「ため池治水利用対策量」として奈良県及び市町村合わせて約180万立方メートルの貯留対策を行うよう求められており、そのうち安堵町では9,940立方メートルの目標に対しまして現在、地元の協力もありまして安堵町と東安堵南方水利組合との間で、千原池・中池・藤池で3万4,501立方メートルの協定締結をし、治水対策量の確保をしております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 現在、奈良県の方ですね、180万立方メートルですかね、の貯留対策をされているということでございますけれども、これは各市町村なり、あるいは県の方で実際にやられているかどうかの検査と言いますか、そういう調査というのは、されているのでしょうか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬都市整備課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 奈良県の中での対策がどれだけ進んでいるかというのは、ちょっと今、現時点では把握はできておりません。申し訳ございません。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 現在わからない、ということであればですね、やはりちょっと調査をしていただいて、要は方針としては、こういうことで出してますよと。しかしながら、実際やれてませんということであれば、意味がないということになりますから当然、目標を立てて、この奈良県の中で180万立方メートルの貯留対策をやっているということであれば当然、やっている実績がなければならぬと思いますから、その辺だけちょっと。実際、現実、今現在どのようになっているかというところの調査だけは、お願いをいたします。

あとですね、安堵町における、ため池の点検及び管理方法について伺います。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。議員の御質問のあった件についてお答えいたします。

ため池の定期的な点検につきましては、ため池の管理者等、地元の方々にも実施していただ

いておりますが、国及び県より5、6年ごとに「ため池パトロール」を実施するように指導されております。当町では令和4年度に委託契約しまして、ため池の管理者と共に、当町が実施主体となりまして点検を行っております。

結果としましては、特に異常の方は見つかっておりません。

以上でございます。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 点検結果は異常なしということで、それはそれで良いと思います。

先ほどの答弁の中でですね、東安堵南との水利組合との間で協定を結んで、要は治水対策量を確保しているということでございますけれども、一応、水害が起こらないようにということで、数年前というか、もうちょっと前からですね、東安堵南としても、役員が現地に行っただけですね、いろんな対策は打っています。

現実的には、今やっているのは、大雨が降ると予測される時。例えば梅雨の時期であったり、台風の時期ですけども、その時には、最低でも二日ぐらい前から池水を放出してですね、池の水の量を減らすという対策は、ずっとやってるんですけども、なかなか雨が降る時とかね、大雨になってからでは、これできないということになりますから、非常に危険でね。そういうこともあって東安堵南としては、協力をしながら危険も防止せなあかん。というようなことになっております。

ですから、東安堵南のその三つの池だけではですね、やっぱり対応しきれないところも出てきます。そういう意味では他の水利組合さんの、その池の管理がどうなっているかというのが、私はちょっとそこまで把握はしてないんですけども、そういった他の池も含めた、その水害対策についても必要かなと思うんですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。今の質問につきまして、今後、他の大字の、岡崎・東安堵・西安堵・笠目の水利組合さんへも治水対策につきまして理解を求めていきたいと考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 対策を求めていくのは良いのですが、要は、どういうふうに対策を打つかというのを提案しないと他の水利組合さんも、ただ口頭でね、東安堵南がやっているようにお願いします。だけではなくて、それぞれ一つずつのね、池がどういう現状なのかを把握した上で、この池であったら、こういう方法をしたら対策になりますよ。というところをやっぱり示した上でね、やっぱり協力を求めていかないと、口頭だけで「やってください」だけではですね、なかなか理解を得られないと思いますから、やっぱり事前の調査をね、町でやっていただいた上です。各水利組合さんの方への依頼をしていただけたら良いかな、というふうに思います。

ですから、田んぼダムと同様ですけれども、ため池についても奈良県としては相当な数ありますよね。例えばさっき言うた、田んぼダムで郡山や奈良に協力を求めるというのと一緒です。やっぱりこういうため池に関しましても当然、上流の所に依頼をしてですね、やっぱり全部一緒にやらないと、一部だけやってもやっぱり効果がない、というようなこともありますから、そういうところの考え方についてもですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬課長。

事業部長兼都市整備課長（廣瀬好郁） 自席から失礼いたします。今の質問についてですけども、町といたしましては、郡山土木管轄で構成されております、奈良県も含めました郡山土木協議会等の組織がございますので、そういう組織を通じまして他市町村とも連携していけるように働きかけていきたいと考えております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） どちらにしても、利用できるというか、活用できるいろんな組織がありますから、十分活用していただいて、できるだけ岡崎川へのはですね、流入量を減らしていくという取組、今後ともよろしく願いをいたします。

とにかく、どのような対策を打つにしても、対策というのは、やりすぎということはありませんから、そういう認識の上に立ってですね、積極的に町としても取り組んでいただきたい、というふうに考えております。

以上をもちまして私の質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） 引き続き、6 番 森田裕康議員の一般質問を許します。

6 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

（森田議員 登壇）

6 番（森田裕康） 6 番 森田裕康です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1 点目です。「職員の研修について」です。職員に、職業倫理や職務に関する法令に対する研修が必要ではないかと思いますが、職員研修は実施されていますか伺います。されていなければ今後、実施の予定はありますか伺います。

2 点目です。「空き家対策について」です。町内の空き家数、活用及び解体実績、今後の空き家対策についてお伺いします。

3 点目です。「危険通学路の今後の対策について」。通学路 5 か所について、2 月号の広報紙に掲載されておりました。何が危険なのか、危険をなくすための改善方策が全く示されていません。危険性と改善策を伺います。町の広報紙による啓発は、町民だけのものとなります。通行される方は町外の方もいますが、町外の方にはどのように啓発されているのかを伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） はじめに、「職員の研修について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 総合政策課 富士です。森田議員の「職員の研修について」の御質問にお答えさせていただきます。

人材の「材」は、財産の「財」で表すこともありますように、職員の資質・能力を向上することは、円滑な行政運営ができ、結果的には住民サービスの向上に繋がると考えられます。それゆえ、人材育成は行政運営の要であると認識しております。

公務員として、基本的な法令や実務に必要な職員研修は、主として外部研修機関を利用しております。採用後は、まず新規採用者全員が、奈良県市町村職員研修センターが主催する新規採用職員研修に参加しております。ここでは、地方公務員法の基礎的な部分に触れながら、地方公務員として必須知識や人権、マナー等、公務員としてスタートするにあたって基本的なことを学びます。その後においては階層別に、マネジメント能力向上、コミュニケーション能力向上、リーダーシップについて等の研修があります。

御質問にある公務員の倫理に関わるものとしては、さらに具体的な内容に触れた地方公務員法や地方自治法、また損害賠償と契約業務に係る基礎的な民法、情報セキュリティ等の研修が開講されており、その他各職務に係る専門的な内容に関するものもあります。本町からは対象者として該当する職員、また希望する職員が参加しております。

その他、1、2年間派遣型の奈良県市町村職員実務研修制度や、市町村アカデミーや全国市町村国際文化研修所主催の宿泊型研修もあり、他の自治体職員と交流しながら共に学ぶ機会は、非常に有意義であると考えております。これらには、継続的な職員の参加を計画しているところ です。

本町独自に研修を実施するには、勤務時間の関係もあり、なかなか容易ではない事情もありますので、外部での研修を活用しながら綱紀粛正にも努め、本町職員として効果的に倫理面の意識付けとスキルアップを目指していきたいと考えております。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 外部の研修ということで、外部の研修は、たくさんやってはるということをお聞きしました。確かに職務中にですね、役場内で1時間2時間の研修は難しいかと思えますけども、機会共有もありますし、その都度その都度法令も変わってきます。法令も変わっていく、条例も変わっていく中で、やはりそういう研修は必要じゃないかなと思えますし、また職務倫理に関しましても、長いことやっていると気持ちがですね、薄れてきて、守らなければならないことも守らないようになる、ということですね、これはひとえに言うたら、警察官でも飲酒運転で捕まる人間がおるんですよ。なんぼ研修しても捕まる。こういうのがあると県民からの信用を失うということですよ。

先日ですね、ある町民から職員の職務執行に対することで相談を受けました。その方は幹部級職員でしたので私、伺いましたら、その方は、法令に遵守し、法令を確実に適用して職務を執行しているということが判明しました。要するに言いがかり。いわれなき抗議を受けたところでも、そういうふうには法令に強く、勉強しておられるから適切に対応できたと思います。

ですから私も、相談を受けましても、その相談者の人の方がやはり悪いというか、自分の思うままにならない、ということですねんけども、やはり法令というものを遵守していくということで、その職務が守られると。その職員の方には、なんと素晴らしい対応をされたんやな、と私は思いました。

嫌われても良いから、そのように法令を適用していただくというのが、やはり日頃から勉強されているからだと思います。

今後そのですね、3か月なり半年なりでも継続、町内でそういう研修をされるという考えはありませんでしょうか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 自席から失礼いたします。法令と申しましても、公務員、職員全体に関わるもの、そして職務に関するものとございます。職務に関連するものは、職務を遂行する上で必要なものは、法令の一部改正等がございましたらば、県を通じて通知が各部署に届いておりますので、各担当職員はそれを把握しているものと思われま。

また、職員全体に関わる地方公務員法また地方自治法、その他全体に周知することがあるものでしたらば、また掲示板に掲載する等、改めて時間を取ることは今のところ考えておりませんが、随時周知はしていきたいと考えております。

以上です。

6 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6 番（森田裕康） ありがとうございます。なお、職務倫理ですけれども、これについては、やはり日頃から、上司から部下の方に口酸っぱく、嫌われても良いですけども、指導していくことが必要かなと思いますので、その点よろしくお願いします。

この件については終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「空き家対策について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 次に、森田議員の「空き家対策について」、お答えいたします。

町内の空き家件数ですけども、現時点で159件と把握しております。この件数は令和4年度に各自治会長の皆様に御協力いただいて調査をした結果です。

空き家の活用についてですが、空き家を探している、また空き家を生かしたい等、お困りの方等には、特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュと連携しながら、相談やサポートを行ってきたところです。

次に、解体実績について申し上げます。「空き家等対策の推進に関する特別措置法」によりますと、そのまま放置すると倒壊等著しく危険の恐れがある、また衛生上有害な状態にある、管理が行われていないために著しく景観を損なっている状態等、放置することが不適切と認められる物は「特定空家等」と定義されています。特定空家等に関し、市町村長は、所有者等に対して除去、修繕等の助言または指導、勧告をすることができ、命じた必要な措置が不履行な場合は「行政代執行法」に定めるところにより、それを町が行う、または第三者にさせることができます。この規定に基づいて解体した家屋はございません。

今後の空き家対策についてですが、適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこともあり得るため、引き続き、空き家の把握に努めるとともに、

空き家所有者のための、相談できる更なる体制を検討し、長期に渡る空き家の放置や荒廃化の未然防止を推進いたします。また近年、コロナ禍により開催を見合わせていた、空き家コンシェルジュによるセミナー・相談会も再開できるよう調整してまいりたいと考えております。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 国の、空き家に対する特別措置法というのがあるのは、ありますが、奈良県では生駒市と三郷町、これが代執行を含む、空き家等の適正管理に関する条例を制定しております。また、隣の三宅町・御杖村これは代執行を盛り込んでいない条例が制定されています。奈良県で4町ですけども、この条例ですけども、法律は法律であるんですけども、もうちょっと、条例があれば強制力を伴った対策ができるんじゃないかなと考えた訳です。

この条例には、警察その他の関係機関との連携及び空き家の審議会を作って空き家対策ができる。特にですね、草木の繁茂ですね、茂っていると近隣の景観、生活環境が損なわれる可能性が、可能性と言うか、損なわれているのにすぐに対応できない。植木を切るとかできないんですよね。所有者にお願いをしても、してくれない。こうなるとやはり強制力を持った対応、代執行という強制力ですけども、その前にやはり官民、警察なんかも連携して、いろんな方法で接触していく、という方法も考えられます。

要するに、この条例ですけども今後、安堵町でこの条例を制定するという予定はありますか。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 自席より失礼いたします。議員のおっしゃる、その条例の制定についてですけども、奈良県内において今現在22の団体が条例の制定をされていると把握しております。その中で、確かに代執行まで規定している所、そうでない所は様々です。代執行をするにあたりましては、やはりその規定をしていない所につきましては、その経費の回収、この問題がやはりあるのではないかと思います。

その空き家の管理、適切な管理を所有者に求めていくために、また町にその景観等、衛生的な面も含めて適切な管理を求めていくには、その根拠となる条例の制定は効果的な一つの方策

かなとは考えております。

また、安堵町におきましても、この条例の制定か今後検討していきたいと考えます。
以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 考えていただくと。ありがとうございます。しかし、いつも答弁で「考えます」、
「検討します」と言うのですけども、やはり前向きにされるということであれば、やはり今は
こうなっている、今はこうなっているという中間報告がですね、やっぱり欲しいと思うんです
よね。何にしてもですけどもね。

こちらが質問して、答弁をしていただくのですけども、結局その時だけで終わっているとい
う時が多いですね。この前、先日、和歌山県のかつらぎ町へ行きました。かつらぎ町の方で広
報の勉強をさせていただきました。その時に、かつらぎ町の議員が言っていました。「一般質
問に質問したことについてのプロセスを明らかにし、経過を明らかにし、それがどないなっ
たか、結果を広報紙に掲載している」と教えていただきました。やはり一般質問という時間を使
っている以上は、その経過・結果というのがやっぱり必要となってくるのではないかと思いま
す。

ですから、この条例につきましても今から、本当に必要なか必要でないのか、近隣の皆様
が困っているのか困っていないのか、この4月1日にまた民法が変わりまして、空き家に対す
る対策等について、国の方でまた法律を定めてくださりますけども、所有者が亡くなった、居
住人が亡くなった、その後に、さあこの家をどないしようか。という相談も沢山、今から出て
くると思うんですよね。

ですから、条例について早く制定していただいてですね、そういう空き家の処置を素早く解
決できるようにしていただきたいと思います。

空き家対策についての質問は終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「危険通学路の今後の対策について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

(吉田教育推進課長 登壇)

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしくお願いします。それでは森田議員の質問にお答えいたします。

通学路合同点検を実施した5か所につきまして、安全対策に時間を要する箇所も存在しておりますので、取り急ぎ住民への周知及び地域の見守り等の御協力をお願いするため、2月号広報へ掲載いたしました。

5か所全ての改善策は決定しておりませんが、町での対応となります3か所についての危険性及び改善策について御報告させていただきます。

まず1点目の、小学校の西側の道路、東安堵55号線につきましては、かなりのスピードで走行している車両が見られ、事故発生の心配をされているという情報提供をいただきましたので、都市整備課と協議した結果、グリーンベルトの塗り替え及び学童注意の路面表示の記載を行いました。

続きまして2点目の、柿の里団地内の中心部であります、東西を走る柿の里団地10号線につきましても、1点目と同様にかなりのスピードで走行している車両が多く見られ、事故発生の心配をされているとの、地域の見守りの情報提供をいただきましたので、こちらも都市整備課の方と協議しました結果、グリーンベルトの塗り替え及び学童注意の路面表示の記載を行いました。

最後に3点目の、西名阪高架付近・かしの木台、西安堵窪田線につきましては、集団登校の信号待ちの際に、児童が歩道よりはみ出しており、車両との接触の危険性があるとの情報提供をいただきましたので、こちらも都市整備課と協議した結果、歩道の幅を広くし、大型車右折の際の誘導破線表示の記載を行いました。3点目におきましては、警察からも近隣の運送会社に通学時の運転には十分注意していただく旨を説明するとの回答をいただいております。

その他2点につきましては、奈良県警及び奈良県土木事務所による対策案件でもありますことから、対策完了後に改めて御報告したいと考えております。来年度は、通学路合同点検の結果の進捗状況を広報でよりわかりやすく周知・掲載していきたいと考えております。

また、町外の方への周知方法につきましては、町のホームページで、安堵町の通学路交通安全対策についての取組や合同点検の実施等をアップしていきたいと考えております。さらに定期的に行っている通学時間帯に合わせた交通安全協会西和支部安堵分会と連携した交通安全広報街宣巡回も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

6 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6 番（森田裕康） 今ので抜けてました。9月の議会で質問させていただきました、交番北側ですね、安堵交番の北側の改善策と危険、危険は危険ですもんけども、私が指摘しましたけど、その改善策。今からどないしていくんやということですね。先ほども申しましたけども、この5か所について、それは何年も掛かるとは思いますが、ある程度こういうふうに改善するというのを県じゃなくて、町として、教育委員会として示していただけないでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 今、5か所につきまして3か所が、町の予算で対応する案件につきまして早急に、そういう学童注意とかグリーンベルトの塗り替えは早急にさせていただきました。あと残り2点の件の中に、その駐在所前の道路が含まれており、またあともう1か所につきましては、あつみ台の踏切付近が残っております。

その2点につきまして、先ほど答弁しましたとおり、県の協議の結果が3月末に提示されますので、それが出ましたら早急に、合同実施の5か所の点検結果をホームページにアップしたいと考えております。

以上です。

6 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6 番（森田裕康） わかりました。それでですね、9月に通学路点検の質問をした時に、10月に通学路点検があるということを回答していただきました。その通学路点検に参加したいなと思って待ってましたけども、話を聞いた時には終わっていた。やはり何をするにしても、やはり行政の方が企画を立て、立案してやっていただくんですけども、やはり議会を巻き込んでというのが、やはり必要ではないかと思えます。

いつも議長もおっしゃっておりますけども、やはり議会も知っておらなければならない。議

会が知っていないと、次に予算案とかが来ても、何かな、ということになります。せめてですね、議会にも声を掛けていただきたいのですが、今後はいかがでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 例年、安堵町交通安全点検プログラムの構成のメンバーには議員の皆様は入っておられなかったのですが、お声掛けはさせていただいていないと存じます。来年度につきましては、議員さんも住民さんの意見をいろいろ聞いておられると思いますので、来年度の通学路安全合同点検の実施日が決まりましたら、議会の方にもお知らせさせていただきたいと思っております。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 是非、参加を呼び掛けていただきたいと思っております。4キロメートル四方の狭い町です。私ども常に歩き回って、危険箇所とか探しています。やはり教育委員会のみならず、やはりこう役場の方々いろいろ行かれます。ここ危険やな、と思った時には、やはり教育推進課長の方に、危険やとか言って、危ないんちゃうかとか言っていただいですね、あと都市整備課長なんかと皆さんで協議していただいて、費用も要りますけども、安全を保っていただきたいなと思っております。

ところでですね、ちょっと辻井次長にお話、聞きたいのですが、この広報紙、掲載される前に必ず吉田課長から広報紙の文面について決裁が回って来たと思っておりますけど、次長として、これでええと思われて掲載されたのですか。

教育次長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井次長。

教育次長（辻井弘至） 自席より失礼いたします。教育委員会の辻井です。差し当たって2月号に掲

載させていただいた通学路の分でございますが、5か所の点検をさせていただいたというふうなことで、この5か所については十分、子供また自動車、自転車等、気を付けていただくような形で掲載させていただいた次第でございます。

その後、グリーンベルトまた白線等の消えかかっている所に関しましては、都市整備課との協議の中で早急にしていただける所は、早急にしていただいたということで、その改善させていただいた部分に関しましてもまた、こういうふうに変わりましたというふうな形で、皆様にお示しできればなと思っております。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） ありがとうございます。これはスクールゾーンを作った時に町長が、子供の安全のためと言われて、議長もそうやって一緒になって私に、どうにかしてでけへんか、ということでスクールゾーンを作らせていただきました。

スクールゾーンだけではなく、子供が通う場所ですね、これはやはり安全で、安心でなければならぬと思うんです。事故が起きてからでは遅いと思います。事故が起きたら小学校、教育委員会、役場の方に多分いろいろな、お声が届くと思うんです。それでなくて、やはりそれまでにさせていただくと。これは9月議会でも12月議会でもお願いをして、せめて2月のその広報紙の時に、こちらが求めているような内容の広報が、されるのかなと期待をしていました。

今後やはり行政、全て一丸となってですね、安全な、安心な通学路を作っていただきたいなと思います。

このプロセスというか経過ですね、吉田課長、順次ホームページで、こういうふうにしていく、ああしていくという政策過程を示していただけるのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 近隣市町村も、交通安全対策プログラムというのを町のホームページにアップしている事例が多いですので、そちらを参考にしましてうちの町も、安堵町の交通安全対策プログラムの趣旨、合同点検の結果とか、そういうことをアップしていけたらと考えてお

ります。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） ありがとうございます。要するに、ここだけで終わって欲しくないんですよね、次に1番目から5番目まで決めて、ここは、こういうふうに変更する、この安全対策をする、ということで、私と浅野議員の二人です、電柱に「子供飛び出し注意」とかいうのを貼らせていただいたり、危機管理室の方では、トラック協会でもいただいた「止まれ」というシールも貼って、交差点ですね、止まれという。そういうふうな啓発活動もしてはります。そういう啓発活動もしてはるといふことなので、やはり教育委員会と危機管理室とかそういう所、やはり皆さんで連動して、先ほどと同じことを言いますが、連動してやっていただきたい。これが一つの願いです。私一人でもできませんし、皆さんの力がないと子供の安全というのは守れないと思います。

これからも継続してですね、やっていただいて、次の通学路点検、もし私がこの場におりましたらお誘いをお願いしたいと希望して、私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで6番 森田裕康議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 本日の一般質問の中で、特に松田議員の質問でございました、ため池そしてまた田んぼ。堰を作る。水をできるだけ一時に流れる部分を助けていこうというような狙い。話に出ておりましたけれども、特に危機管理室の課長の方に申し上げておきたいのは、それ以外に公共的な一時の水をためる要所がございます。これの点検、そしてまた新しく、新規事業ですね、工場等が頻繁に出来上がってまいりました。こうした所のことにはですね、貯水状況がどう反映されていくのかということも全然、私たちの議会には入ってきておりません。

ですので、その辺のことを含めて、これは莫大な水量をやはり一時にためるといふことが、これは義務付けられておりますので、その辺のことについてやっぱり指摘もしていただいて、そういうことを纏めていただくことも、今日の機会に希望させていただいておきますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月16日、午前10時開会です。

本日は、これで散会いたします。

お疲れでした。

散 会

午後1時57分
